

公益社団法人北海道交通安全推進委員会交通遺児見舞金及び給付金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会（以下「本委員会」という。）定款第4条第1項第5号に規定する交通遺児救護及び育英事業のための見舞金及び給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事故 道路交通法第67条第2項に規定する車輛等の交通による人の死傷のあった事故をいう。
- (2) 支給対象者 見舞金及び給付金の支給対象として決定された者をいう。
- (3) 父母等 交通事故発生当時において、前号の支給対象者と生計を一にしていた、実父、実母、養父若しくは養母又は支給対象者と生計を一にし、かつ、現に支給対象者を監護していた祖父母をいう。
- (4) 保護者 児童福祉法第6条に規定する親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、第2号の支給対象者を現に監護する者をいう。
- (5) 遺児部会 定款第41条の規定により設置されている交通遺児奨学部会をいう。

(支給の趣旨)

第3条 支給の趣旨は、次のとおりとし、いずれも返還不要とする。

- (1) 見舞金 交通事故により父母等を失った者への見舞として支給する。
- (2) 給付金 支給対象者の健全な育成を目的に、経済的支援をするために支給する。

(支給の対象)

第4条 見舞金は、次の各号のいずれにも該当する者で、かつ、希望する者に支給することができる。

- (1) 交通事故により父母等を失ってから1年以内で、かつ、父母等を失った日において、18歳未満であること。
 - (2) 日本国籍を有し、かつ、北海道内に居住していること
 - (3) 保護者が北海道内に居住していること
- 2 給付金は、次の各号のいずれも該当する者で、かつ、希望する者に支給することができる。
- (1) 交通事故により父母等を失った者又は交通事故により重度後遺障害（自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表第2（第1級から第3級に限る。）に該当する場合（当該重度後遺障害者と同程度と認められる後遺障害を含む。）となった父母等が就労できない家庭にある者
 - (2) 乳幼児、小学生、中学生及び中等教育学校生（前期課程）であること
 - (3) 日本国籍を有し、かつ、北海道内に居住していること
 - (4) 経済的な理由により、給付金を支給することが適当であると認められること
 - (5) 保護者が北海道内に居住していること
 - (6) 交通遺児の支援を目的とした北海道内に所在する団体等から、返還義務のない奨学金等の支給を受けていないこと

(見舞金の支給額及び募集定員)

第5条 見舞金の支給額は、1人あたり120,000円とし、1人につき1回限りの支給とする。

2 見舞金の募集定員は、原則定めのないものとする。

(見舞金の申請)

第6条 見舞金の支給を希望する場合は、次に掲げる書類を添付して、本委員会へ申請しなければならない。

- (1) 見舞金支給申請書（第1号様式）
 - (2) 戸籍謄本、住民票（いずれも発行後3か月以内のもの）
 - (3) 自動車安全運転センターで発行する交通事故証明書
- 2 前項の申請は、保護者を失ってから1年以内において、随時受け付けることができる。
- 3 第9条に規定する給付金の申請又は本委員会交通遺児奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第1

0条に規定する奨学生への出願を同時に行う場合においては、共通する書類を省略することができる。

(見舞金の審査、決定及び支給)

第7条 見舞金の支給は、本委員会が要件審査を行い、支給すべきものと認めたときは、見舞金の支給を決定し、その旨を申請者に通知し、遺児部会へ報告をするものとする。

2 見舞金の支給は、原則として申請を受理した月の翌月とする。

(給付金の支給額、期間及び募集定員)

第8条 給付金の支給額は、1人あたり年額120,000円とする。

2 給付金の支給期間は、4月から翌年の3月までの1年間とする。ただし、次年度以降も給付金の支給を希望する場合には、継続して申請することができる。

3 前項において、第9条第2項で規定する申請で給付決定された場合における当該年度の支給額は、第1項に定める年額を12で除した額に、申請を受理した月の翌月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額とする。

4 給付金の募集定員は、本委員会が別に定めるものとする。

(給付金の申請)

第9条 給付金を申請する場合は、次に掲げる書類を添付して、原則として毎年4月末日までに申請しなければならない。

(1) 給付金支給申請書(第2号様式)

(2) 戸籍謄本、住民票(いずれも発行後3か月以内のもの)

(3) 前年の収入を証明する書類(生計を一にする家族全員が対象となり、給与収入、年金収入ともにある場合は、両方の証明書)

(4) 自動車安全運転センターで発行する交通事故証明書

(5) 重度後遺障害に関する証明書(該当する場合)

2 前項の申請期日後に、新たに給付金の支給対象に該当する者があるときは、予算の範囲内で、年度の中途においても申請を受け付けることができるものとする。なお、提出書類は、前項と同様とする。

3 第6条に規定する見舞金の申請又は奨学金規程第10条に規定する奨学生への出願を同時に行う場合においては、共通する書類を省略することができる。

(給付金の審査、決定及び支給)

第10条 給付金の支給は、本委員会が別に定める審査基準等により、遺児部会が審査を行い、給付金支給の適否を決定する。

2 本委員会は、その決定に基づき、申請者に通知するものとする。

3 給付金は、原則として毎年6月と12月の2回に分割して支給するものとする。

4 前項において、第9条第2項の申請により決定した給付金は、支給決定が9月までの場合は、支給決定月と12月の2回に分けて行うものとし、支給決定が10月以降12月までの場合は12月に、支給決定が1月以降の場合は、支給決定月にそれぞれ全額を支給するものとする。

(異動等の届出、辞退及び停止)

第11条 給付金の支給対象者又は保護者等が次の各号に該当した場合は、異動届等(第3号様式、第4号様式)を速やかに本委員会へ提出しなければならない。

(1) 氏名、住所、連絡先、振込先等に変更が生じたとき

(2) 保護者が婚姻(内縁関係含む。)したとき

(3) 養子縁組により、支給対象者に両親が存在することとなったとき

(4) 支給対象者が死亡したとき

2 支給対象者は、給付金の支給前又は支給後において、給付金辞退届(第5号様式)を提出することにより、いつでも給付金等の辞退を申し出ることができる。

3 本委員会は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した月以降の給付金の支給を停止することができる。

(1) 保護者の婚姻(内縁関係にある場合を含む。)により、又は養子縁組により、両親が存在することとなったとき

(2) 死亡したとき

(3) 北海道外へ転出したとき

(4) その他、給付金を支給することが適当でないと認められるとき

(支給決定の取消)

第 12 条 本委員会は、偽りの申請その他の不正行為などに該当すると認めるときは、遺児部会において審査のうえ、第 7 条及び第 10 条の支給決定を取り消すことができる。

2 前項の取り消しについての決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

(給付金等の返還)

第 13 条 本委員会は、見舞金並びに給付金を既に支給した場合において、第 11 条第 2 項の規定による辞退、同条第 3 項の規定による停止又は前条の規定により取り消した場合には、その全額又は一部を返還させることができる。

(個人情報の保護等)

第 14 条 本委員会の役員、遺児部会員及び職員は、個人情報の保護に関する法令及び本委員会個人情報取扱規程等を遵守しなければならない。

(補則)

第 15 条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- ・この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 4 条第 1 項については、令和 5 年 4 月 1 日以降に保護者を失った者から適用する。

見舞金支給申請書

フリガナ				性別	生年月日		
氏名				男・女	平成・令和 年 月 日(歳)		
住所				〒			
学校名(乳幼児は除く)				学年(乳幼児除く)			
				年			
保護者の連絡先 (続柄)		住所		〒			
		氏名					
		電話番号					
		メールアドレス					
家族 本人以外 で生計を 一にする 家族	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校		学年	備考
交通事故者 について	氏名	続柄	生年月日	事故年月日	死亡年月日	備考	
送金先(保護者の口座でも可)		銀行	銀行・信金・信組・()		口座番号(普通)		
フリガナ			本店・支店()				
口座名義			ゆうちょ 銀行	通帳記号(5ケタ) 通帳番号			
【申請に必要な書類】(この申請書と一緒に提出してください。)							
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票(それぞれ、発行されてから3か月以内のもの)							
<input type="checkbox"/> 交通事故証明書							
上記内容に相違ありません							
令和 年 月 日							
保護者署名							

※1 支給対象者(本人)が未成年者の場合は、原則、保護者が署名し申請してください。

※2 支給対象者(本人)が申請する場合には、保護者の同意(署名含む)が必要です。

※3 この見舞金は、本規程の施行日である令和5年4月1日以降に保護者を失った場合から申請できます。

給付金支給申請書

フリガナ		性別	生年月日			
氏名		男・女	平成・令和 年 月 日(歳)			
住所						
〒						
学校名(乳幼児は除く)					学年(乳幼児除く)	
					年	
保護者の連絡先 (続柄)	住所		〒			
	氏名					
	電話番号					
	メールアドレス					
家族 本人以外 で生計を 一にする 家族	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校	学年	備考
前年の収入額(生計を一にする家族で収入のある方(学生アルバイト除く)全員分を合計して記載してください。)						
給与収入額	円	年金額	円	その他	円	
家族の状況	1 住居の状況について <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 借家(家賃月 円) その他() 2 経済的な特殊事情があれば、具体的に記入してください					
本会以外に 返還不要の 奨学金の状 況など	<input type="checkbox"/> 受けている(申請中を含む) 奨学金の名称 年額 円 奨学金の名称 年額 円					
交通事故者 について	氏名	続柄	生年月日	事故年月日	死傷年月日	後遺症等級 第 級
送金先(保護者の口座でも可)		銀行	銀行・信金・信組・()		口座番号(普通)	
フリガナ			本店・支店()			
口座名義		ゆうちょ 銀行	通帳記号(5ケタ)			
			通帳番号			
【申請に必要な書類】(この申請書と一緒に提出してください。)						
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票(それぞれ、発行されてから3か月以内のもの)						
<input type="checkbox"/> 前年の収入を証明する書類(生計を一にする家族全員が対象となり、給与収入、年金収入ともにある場合は、両方の証明)						
<input type="checkbox"/> 交通事故証明書						
【重度後遺障害者の父母等の場合のみ提出】						
<input type="checkbox"/> 自賠責保険認定書類						
上記内容に相違ありません						
			令和 年 月 日	保護者署名		

※1 支給対象者(本人)が未成年者の場合は、原則、保護者が署名し申請してください。

※2 支給対象者(本人)が申請する場合には、保護者の同意(署名含む)が必要です。

異動届

令和 年 月 日

公益社団法人北海道交通安全推進委員会会長 様

支給対象者
氏 名

保護者氏名

住 所

次のとおり異動等がありましたので、提出します。

異動年月日		令和 年 月 日		
異動の事由 (※)該当する欄に ☑を記載すること	住所等	<input type="checkbox"/> 道内で転出をした <input type="checkbox"/> 連絡先の変更(電話、メールアドレスなど)		
	氏名変更	<input type="checkbox"/> 保護者や支給対象者の氏名が変わった		
	支給停止	<input type="checkbox"/> 道外へ転出をした (<input type="checkbox"/> 支給対象者 <input type="checkbox"/> 保護者) <input type="checkbox"/> 支給対象者である者の保護者が婚姻した <input type="checkbox"/> 支給対象者である者が養子縁組をしたことにより、両親が存在することとなった <input type="checkbox"/> 支給対象者である者が死亡した <input type="checkbox"/> その他()		
保護者	ふりがな		続柄	
	氏名			
	(ふりがな)		続柄	
	(新氏名)			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
	(旧住所)			
	(新)住所			
	(旧連絡先)			
(新)連絡先				
支給対象者	ふりがな		(ふりがな)	
	氏名		(新氏名)	
	(旧住所)			
	(新)住所			
	(旧連絡先)			
	(新)連絡先			
	ふりがな		(ふりがな)	
	氏名		(新氏名)	
	(旧住所)			
	(新)住所			
	(旧連絡先)			
	(新)連絡先			
	ふりがな		(ふりがな)	
	氏名		(新氏名)	
	(旧住所)			
	(新)住所			
(旧連絡先)				
(新)連絡先				

給付金振込先変更届

令和 年 月 日

公益社団法人北海道交通安全推進委員会会長 様

支給対象者
氏 名

保護者氏名

住 所

次のとおり振込される金融機関を変更したいので、次の書類を添えて提出します。

記

1 金融機関名

変更後	変更前
<p>【銀行・信金等】</p> <p>○ _____ 銀行・信金・信組・ (その他 _____) 本店・ _____ 支店・(_____)</p> <p>○口座番号(普通) _____</p> <p>○口座名義 _____</p>	<p>【銀行・信金等】</p> <p>○ _____ 銀行・信金・信組・ (その他 _____) 本店・ _____ 支店・(_____)</p> <p>○口座番号(普通) _____</p> <p>○口座名義 _____</p>
<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>○通帳記号(5桁) _____</p> <p>○通帳番号 _____</p> <p>○口座名義 _____</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>○通帳記号(5桁) _____</p> <p>○通帳番号 _____</p> <p>○口座名義 _____</p>

2 変更日

令和 年 月の給付金から変更します。

給付金辞退届

令和 年 月 日

公益社団法人北海道交通安全推進委員会会長 様

支給対象者
氏 名

保護者氏名

住 所

次のとおり給付金の支給を辞退することとしましたので、届出します。

記

- 辞退する月
令和 年 月分から
- 理由等